

株主各位

第56回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告

企業集団の現況に関する事項

- (1) 財産および損益の状況の推移
- (2) 主要な事業内容
- (3) 主要拠点

会社の株式に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

会社の新株予約権等に関する事項

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

会計監査人の会計監査報告

事業報告

企業集団の現況に関する事項

(1) 財産および損益の状況の推移

連結

区分	第52期 (2019.1.1～ 2019.12.31)	第53期 (2020.1.1～ 2020.12.31)	第54期 (2021.1.1～ 2021.12.31)	第55期 (2022.1.1～ 2022.12.31)	第56期 (2023.1.1～ 2023.12.31)
売上高(百万円)	621,134	545,060	552,085	588,132	609,473
営業利益(百万円)	32,439	31,317	39,699	49,947	52,495
経常利益(百万円)	33,937	35,236	41,096	50,991	53,585
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	22,250	21,997	29,420	35,552	36,493
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益(円)	171.60	169.65	226.88	274.16	281.41
総資産(百万円)	503,698	506,604	526,418	543,740	557,366
純資産(百万円)	325,092	346,114	374,676	400,372	435,509

(注) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(2) 主要な事業内容

セグメント	主要な事業内容
コンスマ	主に個人のお客さま向けのデジタルカメラやインクジェットプリンター等を販売
エンタープライズ	主に大手・準大手・中堅企業向けに、キヤノンの入出力機器の販売および業種ごとの経営課題解決に寄与するソリューションを提供
エリア	主に全国の中小企業向けに、キヤノンの入出力機器の販売および顧客の経営課題解決に寄与するソリューションを提供
プロフェッショナル	各専門領域の顧客向けに、ソリューションを提供 (プロダクションプリント) 主に印刷業向けに、高速連帳プリンターおよび高速カット紙プリンター等を提供 (産業機器) 主に半導体メーカーおよびその他電子デバイスメーカー向けに、半導体製造関連装置、検査計測装置等を提供 (ヘルスケア) 主に医療ヘルスケア分野向けに、ITソリューションの提供、システム開発、ネットワーク構築、ハードウェアを提供

(3) 主要拠点

当社

本社	東京都
港南事業所	
幕張事業所	千葉県
札幌支店	北海道
仙台支店	宮城県
名古屋支店	愛知県
大阪支店	大阪府
広島支店	広島県
福岡支店	福岡県

主要な子会社

キヤノンITソリューションズ株式会社	東京都
キヤノンシステムアンドサポート株式会社	
キヤノンプロダクションプリントシステムズ株式会社	

会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 299,500,000株

(2) 発行済株式総数、資本金、株主数

区分	前期末現在	当期中の増減	当期末現在
発行済株式総数	131,079,972株	—	131,079,972株
資本金	73,303,082,757円	—	73,303,082,757円
株主数	11,166名	268名減	10,898名

(3) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
キヤノン株式会社	75,708	58.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,517	6.6
キヤノンマーケティングジャパングループ社員持株会	5,276	4.1
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,069	3.1
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001	1,525	1.2
キヤノンマーケティングジャパン取引先持株会	1,250	1.0
ザバンクオブニューヨークトリーティージャスティックアカウント	1,135	0.9
株式会社みずほ銀行	1,001	0.8
第一生命保険株式会社	879	0.7
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイビーエヌワイエムアイエルエルエフモラントライトジャパンファンド	600	0.5

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数(1,401,615株)を控除して算出しております。

(4) 所有者別の株式保有比率



会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	121百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	185百万円

(注) 1.当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に合意された手続に関する業務の対価を支払っております。
3.監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針	<p>【基本方針の決議の内容】 当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、キヤノングループの行動指針である「三自の精神（自発・自治・自覚）」に基づく健全な企業風土と、「キヤノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社および当社グループ会社の重要事項の決裁手続の明確化を通じ、当社グループ全体の「経営の透明性」を確保する。</p>
1. コンプライアンス体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）	<p>【基本方針の決議の内容】 ①取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づき当社グループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」）の業務の執行状況につき報告を受ける。 ②業務遂行にあたり守るべき規準として「キヤノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。 ③リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備する。 ④内部監査部門は、すべての業務を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。 ⑤従業員は、当社グループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、その事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。</p>
2. リスクマネジメント体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）	<p>【運用状況の概要】 ①当期は取締役会を13回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。 ②「キヤノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施しました。 ③下記2【運用状況の概要】①のとおりであります。 ④内部監査部門は、多数のテーマにつき当社部門および当社グループ会社を監査し、監査結果を社長のほか担当役員、監査役にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。 ⑤社内インターネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。なお、当期、重大な法令違反等に関する内部通報案件はありませんでした。</p>
	<p>【基本方針の決議の内容】 ①リスクマネジメントに関する規程に基づき、当社および当社グループ会社が事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握（法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等）を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じ、当該体制の整備・運用状況を評価し、取締役会に報告する。 ②経営会議を設け、取締役会付議に至らない案件であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。</p> <p>【運用状況の概要】 ①当社および当社グループ会社は、「リスク・クライシスマネジメント規程」に基づき、重大な影響を及ぼすリスクを法令違反リスク、災害・感染症リスク、財務リスク、事業リスクの4つに分類・把握し、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じたうえで、取締役会が定める活動計画に従って当社グループ全体のリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価しました。 ②当期は経営会議を12回開催し、重要課題を審議いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および監査役も適宜出席し、意見を述べております。</p>

3. 効率的な職務執行 体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①取締役等は、当社重要事項に関する決裁規程その他取締役会で決議された職務分掌に基づき、社長の指揮監督の下、分担して職務を執行する。</p> <p>②当社は、経営会議において、5カ年の経営目標を定めた長期経営構想および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、当社グループ一体となった経営を行う。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。</p> <p>②当社は、当社の取締役等および主要な当社グループ会社の執行責任者が集まる経営会議等での議論をふまえて中期経営計画および必要な施策を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。</p>
4. グループ管理体制 (会社法 施行 規則 第100条第1項第5号)	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>当社は、当社グループ会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、当社グループの内部統制システムを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 取締役会が定める「キヤノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。 b) リスクマネジメントに関する規程に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。 c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。 d) 「キヤノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。 e) 内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。 <p>【運用状況の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 当社は、「キヤノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」に基づき、当社グループ会社から報告を受け、または事前承認を行いました。 b) 上記2 【基本方針の決議の内容】①記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる当社グループ会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。 c) 当社グループ会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。 d) 上記2 【運用状況の概要】①に加え、当社グループ会社は、必要に応じ、研修や議論の場を設け、コンプライアンスの徹底を図っております。 e) 当社グループ会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。
5. 情報の保存および 管理体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>取締役会議事録および社長その他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役および監査役は、いつでもこれらを閲覧できることとする。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>取締役、監査役、および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営会議議事録や社長決裁書等の記録を閲覧したまたはその写しを入手しております。</p>

<p>6. 監査役監査体制 (会社法施行規則第100条第3項)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <p>①監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置かないが、内部監査部門および法務部門等は、監査役から要望を受けた事項について、協議のうえ、監査役および監査役会の事務を補助する使用人（以下「監査役補助使用人」）を置く。この監査役補助使用人は、監査役から指示された職務が発生した場合、当該職務を優先して執行することとし、監査役補助使用人の人事異動には、監査役会への事前相談を要することとする。</p> <p>②監査役は、取締役会のみならず、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。</p> <p>③人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。</p> <p>④監査役は、会計監査人から定期的に、かつ必要に応じて報告を受ける。</p> <p>⑤監査役は、国内の当社グループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、必要に応じて国内外の主要な当社グループ会社を往査し、当社グループ会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。</p> <p>⑥当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、当社グループ会社にも不利な取扱いの禁止を求める。</p> <p>⑦監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役の請求に従い負担する。</p> <p>【運用状況の概要】</p> <p>①法務部門から監査役補助使用人を選任し、監査役から指示された職務を執行しております。監査役補助使用人の人事異動については事前に監査役会に相談し、その決定を行っています。</p> <p>②社外監査役を含め、監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会等重要な会議に出席しております。</p> <p>③本社管理部門は、定期的に監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。また、内部監査部門は、監査結果を社長のほか担当役員、監査役にも報告しております。</p> <p>④監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。</p> <p>⑤監査役は、国内当社グループ会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行いました。また、主要な当社グループ会社の往査を行っています。</p> <p>⑥上記1【運用状況の概要】⑤に加え、監査役への報告者に対して不利な取扱いをしておりません。</p> <p>⑦当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。</p>
--	---

会社の新株予約権等に関する事項

■当期末日において当社の取締役（社外取締役を除く。）が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等

名称	払込金額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間	保有者、人数、個数、 目的である株式の種類および数
2022年4月 発行新株予約権	260,600円	1円	2022年4月29日～ 2052年4月28日	取締役 4名 72個 普通株式 7,200株
2023年4月 発行新株予約権	314,900円	1円	2023年4月29日～ 2053年4月28日	取締役 4名 70個 普通株式 7,000株

■当期中に当社の上席執行役員以上の執行役員（取締役を兼務する者を除く。）に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等

名称	払込金額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間	交付を受けた者、人数、個数、 目的である株式の種類および数
2023年4月 発行新株予約権	314,900円	1円	2023年4月29日～ 2053年4月28日	上席執行役員以上の執行役員 6名 76個 普通株式 7,600株

【主な行使条件】

原則として、新株予約権の割当てを受けた者は、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書の規定に従い、割当日の属する事業年度における「連結税金等調整前当期純利益」の達成度に応じて0～100%の範囲で権利行使が可能となり、新株予約権者は、当社の上席執行役員以上の執行役員（取締役を兼務する者を含む。以下「対象役員」という。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、権利行使可能な数の新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(注) 2023年4月発行新株予約権について

上記【主な行使条件】に記載のとおり、当該新株予約権は、割当日の属する事業年度における「連結税金等調整前当期純利益」の達成度に応じて0～100%の範囲で権利行使が可能となります。当事業年度の業績指標の実績は、連結損益計算書に記載のとおりであり、その結果、当該新株予約権の権利行使可能個数は、以下のとおりとなります。

取締役	4名	46個	普通株式 4,600株
上席執行役員以上の執行役員	6名	50個	普通株式 5,000株

本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」については小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)
(百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	73,303	82,827	233,354	△2,092	387,392
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△12,967	—	△12,967
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	36,493	—	36,493
自己株式の取得	—	—	—	△4	△4
自己株式の処分	—	4	—	4	9
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	—	△104	—	—	△104
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—
非支配株主への配当	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△100	23,525	0	23,425
当期末残高	73,303	82,727	256,880	△2,092	410,817

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,202	△14	293	6,667	12,149	29	801	400,372
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△12,967
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	36,493
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△4
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	9
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	—	—	—	—	—	—	—	△104
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	90	90
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	△22	△22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,657	101	51	9,942	11,753	29	△139	11,643
当期変動額合計	1,657	101	51	9,942	11,753	29	△71	35,137
当期末残高	6,860	87	345	16,610	23,903	58	729	435,509

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………14社

主要な連結子会社の名称……………キヤノンITソリューションズ株式会社、キヤノンシステムアンドサポート株式会社、キヤノンプロダクションプリントイングシステムズ株式会社

T C S 株式会社（旧社名 東京日産コンピュータシステム株式会社）については、株式取得により子会社となつたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数……………なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数……………なし

(2) 持分法を適用しない関連会社数……………なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、T C S 株式会社の決算日は、3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品……………月次移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

修理部品……………月次移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く) 定率法によっております。

ただし、レンタル資産および一部の連結子会社については定額法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～75年

工具、器具及び備品 2～20年

レンタル資産 3年

②無形固定資産

(リース資産を除く) 定額法によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量または見込販売収益に基づく減価償却額と見込有効販売期間（3年以内）に基づく均等償却額のいずれか大きい額を償却する方法、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産は、原則として発生日以降その効果が発現すると見積られる期間に基づく定額法によっております。

③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与にあてるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

③役員賞与引当金 役員の賞与にあてるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

④製品保証引当金 コンスマーマ製品等の一年間製品無償保証の契約に基づいて発生する費用にあてるため、無償修理の実績に基づいて計算した額を計上しております。

なお、一部の連結子会社においては、プログラムの無償補修費用の支払に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

⑤受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注案件のうち、当期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

⑥永年勤続慰労引当金 永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の

期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去

勤務費用の費用処理方法……………過去勤務費用は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における

簡便法の採用……………一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループは、キヤノン製品の販売・サービスの提供に加え、ITソリューションや産業機器、ヘルスケア等の分野において製品の販売およびサービスの提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡し時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が顧客に移転することにより、当社グループは顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、顧客による検収を要する製品の販売については、顧客による検収が完了した時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が顧客に移転することにより、当社グループは顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の引渡し時点で収益を認識しております。サービスの提供は、主にビジネス機器のメンテナンス契約であり、日常的または反復的なサービスであります。そのため、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、製品の使用量に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、使用量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、使用量に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足した時点から概ね短期間で決済されており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれおりません。なお、一部の製品の販売およびサービスの提供については、取引の対価を前受金として受領しております。

各報告セグメントにおける固有の状況については、以下のとおりであります。なお、エンタープライズセグメントとエリアセグメントについては、同様の製品の販売およびサービスの提供を行っているため、まとめて記載しております。

(コンスマーマ)

製品の販売と交換に当社が受け取る取引価格は、所定の目標の達成等を条件としたリベート等の変動対価を含んでおります。リベート等の変動対価は、主に小売店が主要顧客である製品の販売に関連しております。リベート等の変動対価は取引価格から控除しており、リベートの見積りは、過去の実績等に基づく期待値法を用いております。

(エンタープライズ・エリア)

ITソリューションの保守・運用サービス/アウトソーシングについては、顧客との契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであります。そのため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、工数や作業量等に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、サービスに係る工数や作業量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、サービスに係る工数または作業量等に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。

ソフトウェアの受託開発の提供を行うSIサービスについては、合理的な進捗度の見積りができる場合、開発の進捗により顧客に成果が移転するため、開発の進捗度に応じて開発期間にわたり収益を認識しております。原価の発生が開発の進捗度に比例すると判断しているため、進捗度の見積りには発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を用いて収益を認識しております。また、合理的な進捗度の見積りができない場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づき収益を認識しております。

(プロフェッショナル)

ヘルスケア等におけるシステムの受託開発の提供を行うSIサービスについては、エンタープライズ・エリアセグメントにおける同履行義務の内容をご参照ください。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建金銭債務
- ③ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんについては、原則として発生日以降その効果が発現すると見積られる期間（20年以内）で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- グループ通算制度の適用 ………………当社および一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

（会計方針の変更に関する注記）

（「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定期会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 科目名および当連結会計年度計上額

科目名	金額（百万円）
繰延税金資産	5,916

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度において、課税所得が安定的に生じており、かつ、当連結会計年度末において近い将来にその後の経営環境に著しい変化が見込まれないことから、スケジューリング可能な将来減算一時差異に対応する繰延税金資産を回収可能と見積っております。なお、当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、グループ通算制度を適用する場合の税効果会計により会計処理を行っております。

当社グループは、将来の課税所得の見積りおよび経営環境の状況について、経営者の最善の見積りと判断により決定しており適切であると考えておりますが、将来の事業計画や経済環境の変化、関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 76,270百万円

2. 保証債務
従業員の住宅資金銀行借入金の債務保証 2百万円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。
受取手形 10,776百万円
売掛金 88,122百万円
契約資産 11,493百万円

4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 19,278百万円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 600,333百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 期末における発行済株式の種類および総数 普通株式 131,079,972株

2. 当期に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	6,483	50	2022年12月31日	2023年3月30日
2023年7月26日 取締役会	普通株式	6,483	50	2023年6月30日	2023年8月25日

3. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

付議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	9,077	70	2023年12月31日	2024年3月28日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 21,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、資金調達については必要時に主にグループファイナンスを活用することを考えております。また、デリバティブ取引については、将来の為替の変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、外部信用調査機関の信用情報等を活用して徹底した与信管理を行うとともに、取引信用保険等の活用によりリスクヘッジを行っております。

短期貸付金は資金運用管理規程に従い、主に親会社に対して貸付を行っているものであります。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関しては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	13,706	13,706	—
資産計	13,706	13,706	—
(2) デリバティブ取引（※3）	126	126	—

※1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、有価証券、短期貸付金、支払手形及び買掛金については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,240百万円）は、市場価格がないことから上記の「(1) 投資有価証券」には含めておりません。また、投資組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていないことから、投資組合出資金（連結貸借対照表計上額1,367百万円）については、上記の「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,706	—	—	13,706
デリバティブ取引				
為替予約	—	126	—	126
資産合計	13,706	126	—	13,832

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	コンスマ	エンタープライズ	エリア	プロフェッショナル	計		
ITソリューション事業							
SIサービス	0	71,311	12,207	15,062	98,581	—	98,581
保守・運用サービス/アウトソーシング	15	34,231	10,752	533	45,533	4,163	49,696
ITプロダクト・システム販売	29,373	37,681	47,113	9	114,178	1,137	115,315
それ以外の事業	105,303	56,975	151,026	23,426	336,731	7	336,739
顧客との契約から生じる収益	134,692	200,200	221,100	39,032	595,025	5,308	600,333
その他の収益	0	7,790	1,348	—	9,140	—	9,140
外部顧客への売上高	134,692	207,990	222,449	39,032	604,165	5,308	609,473

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シェアードサービス事業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	金額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	97,272
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	98,899
契約資産 (期首残高)	11,940
契約資産 (期末残高)	11,493
契約負債 (期首残高)	17,639
契約負債 (期末残高)	19,278

(注) 契約資産は、主にソフトウェアの受託開発において、期末日時点で一部または全部の履行義務を果たしているが、まだ請求していない財またはサービスに係る対価に対する当社グループの権利に関するものです。

契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、顧客から商品代金として受け入れた前受金や、継続してサービスの提供を行う場合における未履行のサービスに対して支払いを受けた前受金です。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,864百万円であります。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	金額 (百万円)
1年以内	9,369
1年超2年以内	3,332
2年超3年以内	1,891
3年超4年以内	1,171
4年超5年以内	426
5年超	51
合計	16,242

(注) 主にビジネス機器のメンテナンス契約における契約のうち、使用量に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識している契約については、注記の対象に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,352円30銭
2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	281円41銭

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社の設立)

当社は、2024年1月29日開催の取締役会において、コーポレートベンチャーキャピタル（以下「CVC」）ファンドを設立することを決議いたしました。CVCファンドは当社の連結子会社に該当いたします。

1. 子会社の設立の目的

当社は、未来志向で社会課題を解決するために新たな事業の創出に取り組む「R&B（Research & Business Development）」機能の専門組織「R&B推進センター」を2024年1月に立ち上げました。志を同じくするスタートアップ企業や教育機関、行政とワールドワイドにオープンイノベーションを推進し新たな価値創造に取り組みます。

そして、「R&B」の取り組みとして、最先端の技術やビジネスアイデアを持つスタートアップ企業とのオープンイノベーションを加速するため、CVCファンド「Canon Marketing Japan MIRAI Fund」を設立いたしました。

投資領域は、キヤノンマーケティングジャパングループの既存事業にとらわれない、未来に想定される社会課題を起点としており、Well Being（ウェルビーイング）、Business Transformation（ビジネスランスフォーメーション）の2分野としております。

2. CVCファンドの概要

(1) 名称 (登記上の名称)	Canon Marketing Japan MIRAI Fund (キヤノンマーケティングジャパン未来投資事業有限責任組合)
(2) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(3) 組成目的	スタートアップ企業等を対象とした投資
(4) 組成日	2024年1月29日
(5) ファンド総額	100億円（予定）
(6) 運用期間	10年間（予定）
(7) 運用会社	グローバル・ブレイン株式会社
(8) 出資者	キヤノンマーケティングジャパン株式会社（有限責任組合員） グローバル・ブレイン株式会社（無限責任組合員）
(9) 出資関係	キヤノンマーケティングジャパン株式会社（99.5%） グローバル・ブレイン株式会社（0.5%）

<グローバル・ブレイン株式会社の概要>

設立年月日	1998年1月14日
所在地	東京都渋谷区桜丘町10-11
代表者	百合本 安彦（代表取締役社長）
事業内容	ベンチャーキャピタル事業

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称およびその事業の内容
被取得企業の名称 TCS株式会社 (旧社名 東京日産コンピュータシステム株式会社)
事業の内容 情報システム関連事業
- ② 企業結合を行った主な理由
当社は、TCS株式会社を完全子会社化することは、「2022-2025 中期経営計画」の基本方針である「①利益を伴ったITソリューションの事業拡大」に資するものであり、顧客層別のITソリューション戦略の実行を加速させるとともに、お客さまに継続してサービス提供を行う、サービス型事業モデルによるストックビジネスの拡大が可能と考えました。また、その他にも、当社グループの幅広い事業との連携やTCS株式会社の既存顧客との更なる関係強化を図ることで、TCS株式会社の企業価値を向上させることができると考え、TCS株式会社の完全子会社化を実施することいたしました。
- ③ 企業結合日
2023年10月2日 (みなし取得日 2023年10月1日)
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
TCS株式会社
- ⑥ 取得した議決権比率

公開買付けにより2023年10月2日付で取得した議決権比率	93.10%
株式売渡請求により2023年11月1日付で取得した議決権比率	6.90%
取得後の議決権比率	100.00%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したため、当社を取得企業といたしました。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2023年10月1日から2023年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	11,009百万円
取得原価		11,009百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザリーに対する報酬等 245百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

- ① 発生したのれんの金額
4,579百万円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものです。
- ③ 債却方法および償却期間
12年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	4,476百万円
固定資産	4,547百万円
資産合計	9,024百万円
流動負債	1,155百万円
固定負債	1,438百万円
負債合計	2,594百万円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額およびその種類別の内訳ならびに加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
顧客関連資産	3,712百万円	14.9年

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)
(百万円未満切捨)

科 目	当 期 (2023年) (12月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2022年) (12月31日現在)	科 目	当 期 (2023年) (12月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2022年) (12月31日現在)
■ 資産の部					
流動資産	355,314	374,296	■ 負債の部		
現金及び預金	62,847	66,095	流動負債	116,826	124,828
受取手形	773	887	電子記録債務	213	1,293
電子記録債権	9,204	9,540	買掛金	38,835	42,309
売掛金	67,164	69,312	短期借入金	39,800	42,700
契約資産	4,618	5,681	リース債務	—	0
有価証券	1,500	500	未払金	3,136	2,215
商品及び製品	32,093	33,240	未払費用	12,416	12,391
原材料及び貯蔵品	299	341	未払法人税等	4,031	6,094
前渡金	1,380	1,389	未払消費税等	3,198	2,753
前払費用	1,019	881	契約負債	10,451	10,212
短期貸付金	171,300	181,202	前受金	1	1
未収入金	2,719	4,954	預り金	3,118	3,178
為替予約	126	—	為替予約	—	21
その他	305	309	賞与引当金	1,311	1,371
貸倒引当金	△38	△40	役員賞与引当金	48	46
固定資産	149,405	137,768	製品保証引当金	262	232
有形固定資産	46,462	46,160	受注損失引当金	—	5
建物	11,369	11,765	固定負債	18,179	37,975
構築物	432	441	退職給付引当金	15,128	34,930
機械装置	60	68	永年勤続慰労引当金	366	374
工具、器具及び備品	1,120	1,104	その他	2,684	2,670
レンタル資産	5,581	4,879	負債合計	135,005	162,803
土地	27,899	27,899	■ 純資産の部		
リース資産	—	0	株主資本	364,937	345,247
無形固定資産	4,908	5,079	資本金	73,303	73,303
ソフトウエア	4,797	4,968	資本剰余金	85,216	85,211
施設利用権	110	110	資本準備金	85,198	85,198
その他	1	0	その他資本剰余金	17	12
投資その他の資産	98,034	86,528	利益剰余金	208,514	188,830
投資有価証券	11,445	10,440	利益準備金	2,853	2,853
関係会社株式	70,913	59,797	その他利益剰余金	205,661	185,976
破産更生債権等	118	125	目的積立金	31	—
長期前払費用	2,532	1,954	別途積立金	81,700	81,700
繰延税金資産	10,995	12,047	繰越利益剰余金	123,930	104,276
差入保証金	1,061	1,154	自己株式	△2,096	△2,096
その他	1,116	1,164	評価・換算差額等	4,718	3,984
貸倒引当金	△149	△153	その他有価証券評価差額金	4,631	3,999
資産合計	504,720	512,064	繰延ヘッジ損益	87	△14
			新株予約権	58	29
			純資産合計	369,714	349,261
			負債純資産合計	504,720	512,064

損益計算書

(単位：百万円)
(百万円未満切捨)

科 目	当 期 (2023年1月1日から (2023年12月31日まで)	(ご参考) 前 期 (2022年1月1日から (2022年12月31日まで)
売上高	428,556	435,150
売上原価	299,436	304,721
売上総利益	129,120	130,428
販売費及び一般管理費	99,662	99,504
営業利益	29,457	30,923
営業外収益	13,119	12,532
受取利息	364	293
受取配当金	12,185	11,656
受取保険金	456	447
為替差益	—	10
その他	113	124
営業外費用	197	194
支払利息	41	42
株式関連費用	56	56
投資事業組合運用損	31	29
為替差損	16	—
その他	51	65
経常利益	42,379	43,262
特別利益	115	299
固定資産売却益	1	0
投資有価証券売却益	113	298
その他	—	0
特別損失	472	102
固定資産除売却損	466	82
投資有価証券売却損	2	18
その他	3	1
税引前当期純利益	42,022	43,459
法人税、住民税及び事業税	8,648	8,395
法人税等調整額	721	1,295
当期純利益	32,652	33,769

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)
(百万円未満切捨)

資本金	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	利益剰余金
当期首残高	73,303	85,198	12	85,211	2,853
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	4	4	—
目的積立金の積立	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	4	4	—
当期末残高	73,303	85,198	17	85,216	2,853

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	目的積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	—	81,700	104,276	188,830	△2,096 345,247
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△12,967	△12,967	— △12,967
当期純利益	—	—	32,652	32,652	— 32,652
自己株式の取得	—	—	—	—	△4 △4
自己株式の処分	—	—	—	— 4	9
目的積立金の積立	31	—	△31	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	31	—	19,653	19,684	0 19,689
当期末残高	31	81,700	123,930	208,514	△2,096 364,937

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,999	△14	3,984	29	349,261
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△12,967
当期純利益	—	—	—	—	32,652
自己株式の取得	—	—	—	—	△4
自己株式の処分	—	—	—	—	9
目的積立金の積立	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	632	101	733	29	763
当期変動額合計	632	101	733	29	20,452
当期末残高	4,631	87	4,718	58	369,714

- (5) 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理し、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- (7) 永年勤続慰労引当金……………永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社は、キヤノン製品の販売・サービスの提供に加え、ITソリューションや産業機器等の分野において製品の販売およびサービスの提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が顧客に移転することにより、当社は顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、顧客による検収を要する製品の販売については、顧客による検収が完了した時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が顧客に移転することにより、当社は顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。サービスの提供は、主にビジネス機器のメンテナンス契約であり、日常的または反復的なサービスであります。そのため、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、製品の使用量に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、使用量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、使用量に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足した時点から概ね短期間で決済されており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。なお、一部の製品の販売およびサービスの提供については、取引の対価を前受金として受領しております。

各報告セグメントにおける固有の状況については、以下のとおりであります。なお、エンタープライズセグメントとエリアセグメントについては、同様の製品の販売およびサービスの提供を行っているため、まとめて記載しております。

(コンスマ)

製品の販売と交換に当社が受け取る取引価格は、所定の目標の達成等を条件としたリベート等の変動対価を含んでおります。リベート等の変動対価は、主に小売店が主要顧客である製品の販売に関連しております。リベート等の変動対価は取引価格から控除しており、リベートの見積りは、過去の実績等に基づく期待値法を用いております。

(エンタープライズ・エリア)

ITソリューションの保守・運用サービス/アウトソーシングについては、顧客との契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであります。そのため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、工数や作業量等に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、サービスに係る工数や作業量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、サービスに係る工数または作業量等に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。

ソフトウェアの受託開発の提供を行うSIサービスについては、合理的な進捗度の見積りができる場合、開発の進捗により顧客に成果が移転するため、開発の進捗度に応じて開発期間にわたり収益を認識しております。原価の発生が開発の進捗度に比例すると判断しているため、進捗度の見積りには発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を用いて収益を認識しております。また、合理的な進捗度の見積りができる場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づき収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建金銭債務
- (3) ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 ……………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 科目名および当事業年度計上額

科目名	金額（百万円）
繰延税金資産	10,995

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	55,070百万円
2. 保証債務 従業員の住宅資金銀行借入金の債務保証	2百万円
3. 関係会社に対する債権・債務 短期金銭債権	179,066百万円
短期金銭債務	65,206百万円
長期金銭債権	22百万円
長期金銭債務	399百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高 売上高	47,138百万円
仕入高	200,563百万円
その他の営業取引高	6,713百万円
営業取引以外の取引	12,447百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末に保有する自己株式の種類および総数	普通株式	1,401,615株
-------------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	10,373百万円
みなし配当加算金	1,192百万円
将来の変動対価の見積計上	748百万円
投資有価証券評価損	480百万円
固定資産償却超過額	474百万円
未払事業税・事業所税	458百万円
ソフトウェア償却超過額	438百万円
賞与引当金	433百万円
棚卸資産廃却評価損	417百万円
資産除去債務	338百万円
永年勤続慰労引当金	113百万円
製品保証引当金	81百万円
貸倒引当金	47百万円
その他	591百万円
繰延税金資産小計	16,189百万円
評価性引当額	△1,780百万円
繰延税金資産合計	14,409百万円

繰延税金負債

有価証券評価差額金	2,080百万円
固定資産圧縮積立金	1,279百万円
繰延ヘッジ損益	39百万円
その他	13百万円
繰延税金負債合計	3,413百万円
繰延税金資産の純額	10,995百万円

2. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
親会社	キヤノン(株)	東京都 大田区	174,761	オフィス、イメ ージングシステ ム、産業機器等 の分野における 開発、生産	(被所有) 直接 58.5 間接 0.0	当社商品の製 造	営業 取引	商品の仕入 (注1)		153,655	買掛金	14,503
								オフィス機器・ 消耗品等の販売 (注2)		6,136	売掛金 他	1,800
								資金の回収 (注3)		10,000	短期 貸付金	170,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおります。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 商品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。
- (注2) オフィス機器・消耗品等の販売については、市場価格、当社の原価等を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。
- (注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れおりません。

2. 子会社等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
子会社	キヤノンITソリューションズ(株)	東京都 港区	3,617	SIおよびコンサルティング、ITサービス、各種ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接 100.0	ソフトウェア開発の業務委託およびシステム運用委託 役員の兼任 2人	営業 取引	資金の返済 (注3)		500	短期 借入金	7,900	
子会社	キヤノンシステムアンドサポート(株)	東京都 港区	4,561	キヤノン製品を中心としたソリューションのコンサルティング・販売・サポート・保守サービス	(所有) 直接 100.0	当社商品の販売およびサービスの業務委託 役員の兼任 2人		オフィス機器サービス料等の支払 (注1)		27,781	買掛金	5,045	
								オフィス機器・消耗品等の販売 (注2)		33,262	売掛金 契約資産	3,074	
								資金の返済 (注3)		2,000	短期 借入金	26,400	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおります。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) オフィス機器サービス料等の支払については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。
- (注2) オフィス機器・消耗品等の販売については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。
- (注3) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 2,850円56銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 251円80銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社の設立)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月7日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井出正弘
指定有限責任社員 公認会計士 波多野伸治
指定有限責任社員 公認会計士 清水久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キヤノンマーケティングジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キヤノンマーケティングジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月7日

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井出正弘
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 波多野伸治
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 清水久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キヤノンマーケティングジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上